一部ユニット型施設等の類型の廃止について

1 概要

ユニット部分とそれ以外の部分(従来型個室又は多床室)のそれぞれで適切なケアが行われるよう,一部ユニット型施設等の類型を廃止し,別の施設等として認可,指定又は許可(以下,「認可等」という。)を受けることとなっています。

2 福山市内の一部ユニット型施設等について

これに伴い、福山市内の施設等については、該当する施設等の指定更新時期にあわせ、ユニット型の施設・事業所とユニット型以外の施設・事業所とする手続きを 実施しています。

2014年(平成26年)4月1日から、別の施設等として認可等を受ける予定の一部ユニット型施設等は次のとおりです。

別の施設等として認可等を受ける際,介護老人福祉施設については,入所定員が減少することにより,地域密着型介護老人福祉施設となる場合があります。

地域密着型介護老人福祉施設となった施設については,原則,福山市の被保険者 以外の入所(入居)は認められませんので,ご留意ください。

(50 音順)

変更前			変更後		
施設名	定員		施設名	定員	施設等の類型
特別養護老人ホーム幸楽園	70	\rightarrow	特別養護老人ホーム幸楽園	50	従来型
(蔵王町)			ユニット型特別養護老人ホーム幸楽園	20	ユニット型
特別養護老人ホームサンサンホーム	90	\rightarrow	特別養護老人ホームサンサンホーム	50	従来型
(神辺町東中条)			ユニット型特別養護老人ホームサンサンホーム	40	ユニット型
特別養護老人ホーム明翠園	70	→	特別養護老人ホーム明翠園	54	従来型
(柳津町)			ユニット型特別養護老人ホーム明翠園	16	ユニット型
特別養護老人ホーム悠芳苑	70	\rightarrow	特別養護老人ホーム悠芳苑	53	従来型
(熊野町)			地域密着型特別養護老人ホーム悠芳苑	17	ユニット型

[※]網掛けの施設が地域密着型介護老人福祉施設になります。